

# 石川県地域福祉支援計画2024(案)の概要について

## 1 計画の位置づけ

社会福祉法第108条に基づく県の地域福祉支援計画

地域活動を担う世代の人口減少や、地域の助け合い機能の低下など、地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくりを推進するため、本計画を策定する。

なお、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震を踏まえた対応については、本計画の策定時点では未だ流動的な部分が多いことから、中間年を目途に、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 2 本県の現状と課題

- <現状>
- 少子高齢化の進行
    - ・高齢化率(65歳以上) H27:27.9% ⇒ R2:30.0% (国勢調査)
    - ・要介護認定者数 H27:57,530人 ⇒ R5:60,809人 (介護保険事業状況報告)
  - 世帯構造の変化(家庭内扶助機能の低下)
    - ・核家族化の進行 18歳未満の子どもがいる世帯の状況
      - 核家族世帯 H27:76.5% ⇒ R2:81.1% (国勢調査)
    - ・一人暮らし高齢者等の増加 65歳以上世帯員がいる世帯の状況
      - 単身世帯 H27:23.0% ⇒ R2:25.3%
      - 夫婦のみ H27:28.5% ⇒ R2:29.8% (国勢調査)
  - 支援を要する方々の状況
    - ・居宅サービス利用者数(介護保険) H30:31,669人 ⇒ R5:35,600人 (介護保険事業状況報告)
    - ・居宅介護サービス利用時間数(障害者) H30:18,134時間/月 ⇒ R5:19,850時間/月 (県障害保健福祉課)
  - 孤独・孤立化
    - ・全国の調査では、孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」と回答した人の割合が全体の39.3% (2023内閣官房「人々のつながりに関する調査」)
- <課題>
- 分野ごとの福祉サービスでは十分に対応できない課題の顕在化
    - ①高齢者、障害者、子育て家庭など、支援を要する方々の地域社会での孤立化の懸念
    - ②公的な福祉サービスの対象とならない生活課題の発生や、「制度の狭間」にある人、複合的な福祉課題を抱える世帯への対応

## 3 策定の考え方(案)

◎少子高齢化の進行、一人暮らし高齢者の増加など、福祉サービスに対するニーズが増大・多様化するなか、地域の生活・文化を活かし、共助の充実を図っていくことは今後とも重要となることから、地域における見守りと支え合い活動を推進するため、現行計画の基本理念や4つの基本的視点、3つの施策の柱はそのまま引き継ぐ。

◎今回の策定では、

- ・高齢者、障害者、子育て世帯に係る分野別計画との整合性を図るとともに、各福祉分野が連携して取り組むべき課題
- ・多様化・複雑化する地域生活課題への対応や、デジタル化の進展等、福祉を取り巻く環境の変化に対応したものとする事としたい。

計画期間 : R6~R11年度までの6年間

## 4 計画の骨子（案）

### 《基本理念》

お互いに支え合い、誰もがその人らしくいきいきと暮らせるとともに、安心して次世代を育むことができる地域社会づくり

- ・ 基本的な福祉ニーズに対しては、公助（介護保険サービスなど）で対処することを原則としつつ、
- ・ 共助（地域の支え合い）の充実を図るとともに、
- ・ それらの一体的提供を通じて、自助（自立した日常生活を送ろうとする個人や家族）を支えることができる環境づくりを目指す。

### 《4つの基本的視点》

- (1) 住民の主体的な参加を促進する  
現在は「支える側」であっても、誰もがいつかは「支えられる側」であり、高齢者等が抱える生活課題（雪かき、電球換え等）について、地域全体で共有することが重要
- (2) 全ての人々が地域社会の一員としての役割を担う  
高齢者や障害者等を「支えられる側」の存在として一面的に捉えるのではなく、全ての人々が地域社会の一員として役割を担えるようにすることが重要
- (3) 地域支え合いに新たな担い手を取り込む  
ボランティア、NPO、企業等の多様な主体を地域支え合い活動の担い手として取り込むことが重要
- (4) ネットワークで支える  
デジタル技術を活用しつつ、多くの関係者による見守りや支援のための連携体制づくりを推進することが重要

### 《施策の方向性と主な取組み（下線は新たに盛り込むもの）》

#### 1 地域支え合いの基盤づくり

- ①市町における地域福祉推進に向けた取組みの支援
  - ・ 市町における重層的支援体制整備事業の支援
  - ・ 市町社会福祉協議会を広域的に支援する県社会福祉協議会の取組みへの支援
- ②地域支え合いについての県民意識の醸成
  - ・ 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等に関する意識啓発
  - ・ 本県独自の条例制定により、障害者差別解消をさらに推進するための施策を実施
  - ・ ヘルプマークの普及・周知
  - ・ 手話の普及啓発（県民、事業者向け手話講座の開催等）
- ③地域支え合いを担う多様な人材の育成

#### 2 地域で安心して健やかに暮らすための支援の充実

- (1) 地域の支援ニーズを把握し、支援に結び付ける機能の強化
  - ①地域の支援ニーズを早期に把握するための取組みの充実
    - ・ 民生・児童委員の活動支援
    - ・ デジタル技術を活用した地域見守り体制の強化
    - ・ 民間事業者と地域見守り協定による見守りネットワークの促進
    - ・ ヤングケアラーへの支援の強化
  - ②適切な支援につなげるための相談支援体制の充実
    - ・ 各福祉分野における相談支援体制の充実（地域包括支援センター、基幹的相談支援センター、マイ保育園登録制度等）
    - ・ 市町の相談体制を支援する専門的・広域的な相談対応機関の充実

#### (2) 地域での安心して健やかな暮らしをサポートする取組みの充実

- ①ニーズに対応した公的支援の充実  
（各福祉分野における対応）
    - ・ 「石川県長寿社会プラン」、「いしかわ障害者プラン」、「いしかわエンゼルプラン」等の各分野別計画に基づいた、公的福祉サービスの整備
    - （生活困窮者への対応）
      - ・ 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援
  - ②地域支え合いを通じた生活支援の充実
  - ③主体的な健康づくりや積極的な社会参加等への支援
    - ・ 障害のある人の文化芸術活動の支援
- (3) 安全・安心な生活環境の整備
    - ①地域防災力の強化
      - ・ 「災害派遣福祉チーム」の派遣体制の整備
      - ・ 被災者見守り・相談支援等事業の実施
    - ②交通安全対策と犯罪被害等の防止の推進
      - ・ 再犯防止に向けた取組みの推進
    - ③バリアフリー社会の推進

#### 3 利用者主体の福祉サービスの充実

- (1) 質の高い福祉サービスの充実
  - ①事業者の福祉サービスの質の向上に向けた取組みへの支援
  - ②福祉サービス従事者の確保と資質の向上
- (2) 福祉サービス利用者の権利・利益の保護
  - ①福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの整備
  - ②利用者本人の意思決定を支援する仕組みの普及

# 石川県地域福祉支援計画2024の施策体系(案)

